

裁判所書記官の職服について

平成4年7月29日総一第167号高等裁判所長
官，地方，家庭裁判所長あて事務総長依命通達

裁判所書記官の職服に関する規程（昭和27年最高裁判所規程第9号）の規定に基づき，裁判所書記官の職服について下記のとおり定めましたので，これによってください。
なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

職服は黒色とし，その制式は別紙第1及び別紙第2のとおりとする。

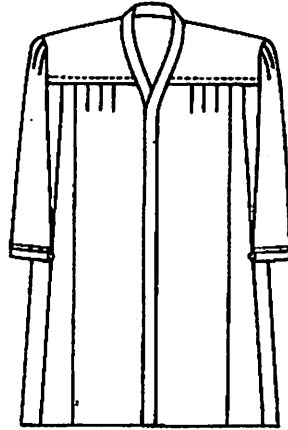
付記

- 1 この通達は，平成4年8月1日から実施する。
- 2 裁判所書記官の職服に関する規程の一部を改正する規程（平成4年最高裁判所規程第5号）による改正前の裁判所書記官の職服に関する規程（昭和27年最高裁判所規程第9号）により使用中の職服は，この通達の定めにかかわらず，当分の間，着用することができる。

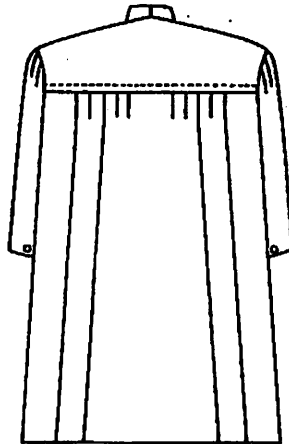
(別紙第1)

裁判所書記官職服(男性用)

前図



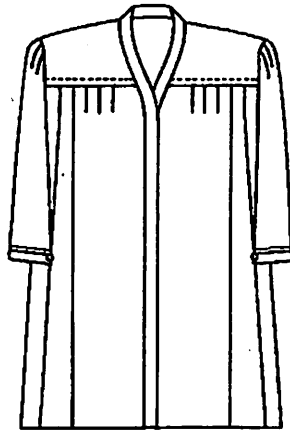
後図



(別紙第2)

裁判所書記官職服 (女性用)

前図



後図

